別表六の二(十)の記載要領第１号中「第68条の15の６第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合」を「第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成30年旧措置法」という。）第68条の15の６第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成30年旧措置法」という。）第68条の15の６第１項」に改め、同号に次のように加える。

「「税額控除限度額	「税額控除限度額	
(12)又は((12)＋(14))	(15)　又は	(12)又は((12)＋(16))	(17)
((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０)		((1)＜(5)の場合は０)	」」

を

「「税額控除限度額	「税額控除限度額	
(24)＋(26)	(27)　又は	(24)＋(28)	(29)
((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０)		((1)＜(5)の場合は０)	」」

に、「欄に記載した割合が次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合」を「割合が0.05（その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（平成30年旧措置法第68条の15の６第２項第７号に規定する中小連結親法人をいう。次号及び第４号において同じ。）である場合には、0.03）」に改め、同号(1)及び(2)並びに同第二号及び第四号を削り、同第五号中

「「当期税額基準額		「「当期税額基準額	
(18)×10又は20／100	(19)　を	(21)×10又は20／100	(30)　」」

に改め、同号を同第二号とし、同第六号中

「「当期税額控除可能額		
((15)又は(17))と(19)のうち少ない金額)	(20)　」」	

を

「「当期税額控除可能額		
((27)又は(29))と(30)のうち少ない金額)	(31)　」」	

に、「「(15)又は」」を「「(27)又は」」に、「「又は(17)」」を「「又は(29)」」に改め、同号を同第四号とし、同第七号から第九号までを削る。

別表六の二(十)の次に次の二表を加える。